

京都府南丹地域基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年10月1日現在における京都府南丹地域（亀岡市、南丹市、京丹波町）（以下「当地域」という。）とする。面積は概ね114,429ヘクタール（令和3年京都府統計書 市区町村別面積）である。

※京都府亀岡市(22,480ヘクタール)、南丹市(61,640ヘクタール)、京丹波町(30,309ヘクタール)

（地図）



当地域は、下表で示す次の区域を含むものであるため、「8環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	京丹波町丹波鳥獣保護区(京丹波町)、園部町鳥獣保護区(南丹市)、湯の花鳥獣保護区(亀岡市)、日吉ダム鳥獣保護区(南丹市)、芦生鳥獣保護区(南丹市)、平の沢鳥獣保護区(亀岡市)、南郷大本鳥獣保護区(亀岡市)、西山・茱萸谷鳥獣保護区(亀岡市)、京丹波町琴滝鳥獣保護区(京丹波町)、保津川鳥獣保護区(亀岡市)
自然公園法に規定する国立公園区域	京都丹波高原国立公園(南丹市、京丹波町)
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	京都府立るり溪自然公園(南丹市)、京都府立保津峡自然公園(亀岡市)
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	洞谷の原生林(南丹市)、田歌のモミーツガ林(南丹市)、芦生の原生林(南丹市)、亀岡のオニバス群落(亀岡市)、西別院万願寺のアカマツ林(亀岡市)、佐々里峠のブナースギ林(南丹市)
環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地	亀岡市の水田地帯(亀岡市)、由良川源流地域(南丹市)

なお、当地域には、自然公園法に規定する国立公園区域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、京都府環境を守り育てる条例に規定する(歴史的)自然環境保全地域は存在しない。

また、当地域には、国指定の天然記念物であるアユモドキやオオサンショウウオをはじめとし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する国内希少野生動植物種であるイヌワシ、セトウチサンショウウオや京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に規定する府指定希少野生生物であるオオタカ、ナゴヤダルマガエル等の希少種が生息する地域が含まれている。

(2) 地域の特色(地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)
(地理的条件)

当地域は、京都府のほぼ中央部に位置し、東は京都市及び滋賀県高島市に、西は京都府福知山市、兵庫県丹波篠山市及び大阪府豊能郡に、南は大阪府高槻市及び茨木市に、北は京都府綾部市及び福井県大飯郡にそれぞれ接している。行政区域面積は、114,429ヘクタールで、府域の約4分の1を占めており、そのうち森林面積が94,427ヘクタール(地域全体の82.5%)にも及んでいる。(令和3年京都府統計書 所有別森林面積と蓄積)

京都府を南北に縦断している国道9号の観音峠から南丹市美山町にかけては、太平洋と日本海との分水嶺となっており、その南側では淀川水系の河川が桂川を経て、大

阪湾に、その北側では由良川を経て日本海に注いでいる。また、古くから京都と日本海、中国地方を結ぶ地政学的な条件から、山陰道が縦貫し、京阪神地域、山陰・山陽といった中国地方、丹後地方等と結ばれる交通の要衝となっている。

桂川流域や由良川流域に沿って平坦地が開けており、亀岡盆地、園部盆地、須知盆地等を中心に耕作地が広がり、古くから農業が盛んで、物資の集積地ともなり商業も発達している。JR 山陰本線（嵯峨野線）や国道 9 号、国道 27 号等の幹線道路に沿って物流が行われ、市街地が広がっている。

（インフラの整備状況）

当地域には、JR 山陰本線（嵯峨野線）や国道 9 号、国道 27 号等の幹線道路があるほか、平成 27 年 7 月に京都府の南部京都市と北部の全長約 100 キロメートルを結ぶ京都縦貫自動車道が全線開通した。

京都縦貫自動車道の全線開通により京都市内から京都府北部へのアクセスが向上し、所要時間が約 1 時間となっただけでなく、舞鶴若狭自動車道、名神高速道路、北陸自動車道を通じて、京阪神、中京圏、北陸圏等と複数の高速道路で接続し、「環状高速ネットワーク」が形成された。京都縦貫自動車道の途中に位置する当地域の亀岡市から京都市内まで約 30 分、関西経済圏における日本海側のゲートウェイである京都舞鶴港までは約 50 分、大阪市まで約 40 分、神戸市まで約 50 分、名古屋市まで約 2 時間となり、移動時間短縮等による地域の生産性向上を見越した企業立地が進展している。

鉄道については、JR 山陰本線（嵯峨野線）は、平成 22 年 3 月に京都駅～園部駅間の完全複線化が完成し、輸送力が強化されているものの、コロナ禍において令和 3 年 10 月から段階的に減便されており、早期復便が望まれる。バス路線については、西日本 JR バス（※）が南丹市園部町～京丹波町（～福知山市）を運行し、京阪京都交通が 2 市で路線を保有するほか、各市町では市・町営バスが運行されている。

※西日本 JR バスから撤退の申し出があり、新たに中京交通が運行事業者として選定されている。

（研究・教育機関）

当地域には、学校法人永守学園京都先端科学大学、学校法人明治東洋医学院明治国際医療大学、学校法人島津学園京都医療科学大学、学校法人二本松学院京都美術工芸大学、学校法人二本松学院京都伝統工芸大学校、学校法人二本松学院京都建築大学校、京都府立林業大学校、京都中部総合医療センター看護専門学校と、既に 8 校の高等教育機関があり、総合大学をはじめ、医療系の学校、京都ならではの伝統工芸を学ぶことができる学校等、特色のある教育機関で、約 8,400 人の学生が学んでいる。

京都先端科学大学は昭和 44 年に亀岡市において京都学園大学として開学し、平成 27 年 4 月から「京都亀岡キャンパス」と「京都太秦キャンパス（京都市）」の 2 拠点を持している。また、平成 31 年 4 月に校名を京都先端科学大学に変更し、京都市より北部の地域では唯一の総合大学として経済経営、健康医療、人文、バイオ環境、工学の 5 学部 11 学科と各大学院研究科を擁している。さらに令和 5 年 5 月、亀岡市、亀岡商工会議所との産学公連携事業による地域創生の拠点として同学京都亀岡キャンパス

ンパスにオープンイノベーションセンター・亀岡が開所し、産学公連携による新産業創出支援・産業集積の進展に向けて取組が進んでいる。

(産業構造)

当地域の産業構造を経済センサス(令和3年度)で見ると、下表のとおりで事業所数、従業者数も第3次産業が最も多いものの、1事業所当たりの付加価値額、従業者1人当たりの付加価値額は、第2次産業が大きなウェイトを占めている。また、全国の第2次産業と比較しても当地域の第2次産業の付加価値額が全体に占める構成比は、全国が24.6%であるのに対して当地域は、40.3%で高い値を占めている。

	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	純付加価値 額 (百万円)	1事業所当 たり付加価 値額(百万 円)	従業者1人当たり 付加価値額(百万 円)
第1次産業	131	1,562	2,446	18.67	1.57
第2次産業	1,172	12,841	63,630	54.29	4.96
第3次産業	3,398	28,893	91,459	26.92	3.17
合 計	4,701	43,296	157,535	33.51	3.64
全国					
第1次産業	40,294	437,331	1,190,189	29.54	2.72
第2次産業	865,948	13,032,245	82,883,547	95.71	6.36
第3次産業	3,907,610	42,698,508	252,185,783	64.54	5.91
合 計	4,813,852	56,168,084	336,259,519	69.85	5.99

(人口分布の状況)

当地域内の人口は、亀岡市8.5万人、南丹市3.1万人、京丹波町1.2万人の計約13万人(令和3年京都府統計書の人口)であるが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、当地域内の2040年の人口は減少すると推定されている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当地域では、京都縦貫自動車道の全線開通による京阪神大都市圏等各方面への交通アクセスの改善を背景に、生産拠点となる工業団地の整備や誘致策の推進により食品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、プラスチック製品製造業ほかスポーツ及び健康・医療産業用品製造業等関連産業を含む成長性の高いものづくり分野に関わる様々な産業が集積している。

その結果、これらの産業に関わる当地域の事業所数の48.6%、従業員数の67.0%、付加価値額の70.2%を占めている。(令和3年経済センサス-活動調査の「製造業」に関する結果(京都府分)について(詳細版)地域別 産業中分類別・従業者規模別

結果表（従業者4人以上）

当地域で企業誘致や設備投資等を推進することに加え、これらの集積を生かして、新たな産業の創出や成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性の向上を図ることで、これらの成長ものづくり分野に関連する成長性の高い事業について高付加価値化と高質な雇用創出を目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	4,450 百万円	皆増

(算定根拠)

- ・1件あたり平均89百万円（令和3年経済センサス - 活動調査）の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を25件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で2.0倍（平成27年京都府産業関連表：逆行列係数表における製造業の列和）の波及効果を与え、促進区域で4,450百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の域内への波及効果を設定する。
- ・現状の値は、承認実績が無いため記載していない。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	89 百万円	皆増
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	25 件	皆増
地域経済牽引事業の域内への波及効果	—	2.0	皆増

- ・現状の値は、承認実績が無いため記載していない。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,421万円（京都府の1事業当たり平均付加価値額（令和3年経済センサス - 活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業により、当地域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で4%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で7%以上増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4%以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画における重点促進区域は、以下のとおりとする。

【京都縦貫自動車道亀岡 IC 周辺西地区】

亀岡市曾我部町穴太奥田、亀岡市曾我部町穴太十一、亀岡市曾我部町穴太出井、亀岡市曾我部町穴太土淵及び亀岡市曾我部町重利多井田

なお、本区域には自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及びその他の環境保全上重要な地域は存在しない。

(概況及び公共施設等の整備状況)

本地区の面積は約 14 ヘクタールである。京都府の基幹的な高速交通軸である京都縦貫自動車道の亀岡 IC から約 200 メートルの至近エリアに位置するとともに、広域道路網を形成する国道 372 号（都市計画道路運動公園線）に隣接するほか、国道 9 号、国道 423 号にも近接しており、京阪神をはじめ全国の大都市圏や地方都市圏などへの優れたアクセシビリティを有する地域である。

また、この区域が属する曾我部町内には、京都先端科学大学の亀岡キャンパスが立地しており、キャンパス内には、大学と亀岡市と亀岡商工会議所の産学公連携事業によって「オープンイノベーションセンター・亀岡」が令和 5 年 5 月に開設されている。同センターは、大学の専門知識や技術、人材を活かして、企業の研究開発や人材の育成を支援し、地域発の産業イノベーションを誘発することを目的とする施設である。そのほか公共施設としては、本区域に隣接して、都市計画公園「亀岡運動公園」が開設されている。同公園は、多目的競技場のほか体育館、野球場、テニスコート、プールなどの施設を備え、総合的なスポーツ・レクリエーションの拠点として、亀岡市民だけでなく南丹地域や京都市を含む近隣市町の多くの人々に利用されている。

このような優れた立地条件を活かし、本区域において、食料品関連をはじめ輸送用機器、電気・電子機器のほかスポーツや健康医療に関連する成長力の高いものづくり産業を誘致・集積し、地域経済牽引事業を重点的に促進することにより、地域経済の底上げや雇用の拡大による移住定住条件の向上を図ることが、南丹地域さらには京都府全体の発展にとって極めて重要である。

なお、本区域は、都市計画上の市街化調整区域であり、市街化区域と連坦しておらず飛地の市街化区域の面積要件である 20 ヘクタールに満たないことから、現在、地区計画制度を活用した土地区画整理事業が計画されている。また、本区域には別表及び別図のとおり農用地区域約 4.5 ヘクタールが含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

重点促進区域の位置図



(関連計画における記載等)

関連する他計画に示す記載に関しては、下記のとおりである。

①京都府総合計画「南丹地域振興計画」（令和 4 年 12 月策定）

- ・本計画に当区域を対象を絞った記載はないが、南丹地域全体の広域連携プロジェクトとして、京都縦貫自動車道などの広域交通ネットワークの整備を踏まえるとともに、産業や大学などの集積、自然や食などの豊富な地域資源を活かし「スポーツ&ウェルネス、フードテック産業などクロス産業集積エリアの創出」を位置づけている。

②第 5 次亀岡市総合計画（令和 3 年 4 月策定）

- ・「土地利用の基本方針」において、『京都縦貫自動車道周辺においては、市街化調整区域における地区計画制度などを活用し、新たな産業や流通機能の立地誘導を目指す』としている。
- ・「都市構造の基本方針」において、『京都縦貫自動車道の大井 IC 及び篠 IC 周辺に形成された企業団地において企業活動の展開を支援する環境整備を進めるとともに、その他 IC の周辺においても、都市計画法に基づく「市街化調整区域における地区計画制度」などを活用してそれぞれの地域特性を活かした産業拠点の形成を目指す』としている。

③亀岡市都市計画マスタープラン（令和 4 年 3 月改定）

- ・「全体構想」及び「地域別構想」において、『京都縦貫自動車道亀岡 IC 周辺では、

交通利便性の高い立地条件を活かし、市街化調整区域における地区計画制度などを活用し、良好な生産環境を有する産業拠点としての適切な土地利用を検討する』としている。

④亀岡農業振興地域整備計画（令和元年9月改定）

- ・本区域を含む亀岡市中部地区全体については、『現在においても、一部地域については農地基盤整備が実施されており、今後も順次農地基盤整備を進めるとともに集落営農組織等の育成を行うことにより、地域特性を活かした多様な農作物の生産振興を図る地区』としている。（ただし、本区域については、農地基盤整備は実施されておらず、今後においても計画されていない。）
- ・農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、都市近郊の立地特性に加えて、京都縦貫自動車道など主要な広域交通ネットワークの整備促進を踏まえて、『区画整理等による企業立地環境の整備と積極的な企業誘致を進め、市内における就業機会を確保することにより、兼業農家の雇用の安定を図る』としている。

（2）区域設定の理由

京都縦貫自動車道亀岡 IC をはじめとする広域交通網への近接性や周辺における多様な産業集積、大学の立地などの優れた立地条件を活かし、本区域において、食料品関連をはじめ輸送用機器、電気・電子機器のほかスポーツや健康医療に関連する成長力の高いものづくり産業を誘致・集積し、地域経済牽引事業を重点的に促進することにより、地域経済の底上げや雇用の拡大による移住定住条件の向上を図ることが、南丹地域さらには京都府全体の発展にとって極めて重要であることから、本区域を重点促進区域として設定するものである。

なお、本区域が属する亀岡市内には工業系用途地域（工業地域、準工業地域）は8地区存在するが、いずれの地区も既に土地利用が図られており、一団の用地確保が困難な状況となっている。このように亀岡市エリアには利用可能な既存の工業団地や遊休地等の業務用地は存在していないため、やむを得ず、農用地区域を含む本区域を重点促進地域に設定することとする。

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（1）地域の特性及びその活用戦略

当地域の食料品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、はん用機械器具製造業、スポーツ及び健康・医療産業用品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

（2）選定の理由

当地域では、京阪神大都市圏等各方面への交通アクセスの良さを背景に食料品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、はん用機械器具製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業等の製造業

等の工場が集積し、物流業等の関連産業と相互に影響しながら多様で厚みのある産業集積を形成している。

令和3年経済センサス-活動調査によると、食料品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、はん用機械器具製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業が122事業所（当地域の製造業に係る全事業所の48.6%）、従業員数は、6,002人（当地域の製造業に係る全従業員数の67.0%）、付加価値額7,450,298万円（当地域全付加価値額70.2%）を占めている。また、これらの産業の製造品出荷額等は、平成28年の2,863億円から、令和3年には2,094億円と新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け減少したと考えられるが、2,000億円以上の出荷額を維持している。（平成28年、令和3年経済センサス-活動調査の「製造業」に関する結果（京都府分）について（詳細版）地域別 産業中分類別・従業者規模別結果表（従業者4人以上））

当地域の食料品製造業をはじめとする個々の製造業について同調査でみると、食料品製造業では、京都府内食料品製造業の付加価値額の17.3%の3,852,924万円、当地域の製造業の付加価値額の36.0%を占めている。また、1事業所当たりの付加価値額は、京都府内平均50,466万円を大きく上回る93,974万円で、府内地域では山城地域に次いで集積がある。食料品製造業は、物流アクセスの良さと、「豊かな自然環境にも恵まれている」という地域イメージの良さから関連産業の集積が進んでいる。

輸送用機械器具製造業では、当地域における付加価値額が、1,087,556万円と当地域の付加価値額の10.2%を占めている。また、1事業所当たり平均の付加価値額は、120,840万円で、府内平均74,680万円を大きく上回り府内地域別で最も優位な状況にある。

電気機械器具製造業では、当地域の付加価値額が、392,750万円と当地域の付加価値額の3.7%を占めている。1事業所当たりの付加価値額については府内平均の78,445万円を下回る35,705万円であるが、中丹地域、山城地域に次ぐ割合を示している。

金属製品製造業では、府内1事業所当たり平均の付加価値額21,856万円を上回る29,561万円であり、府内地域別でも1位、はん用機械器具製造業でも、府内1事業所当たり平均の付加価値額61,740万円を大きく上回る114,721万円となっている。

（令和3年経済センサス-活動調査の「製造業」に関する結果（京都府分）について（詳細版）地域別 産業中分類別・従業者規模別結果表（従業者4人以上））

そのほか、プラスチック製品製造業は、当地域の製造業の付加価値額の5.3%であるが、食料品製造業や電子部品・デバイス・電子回路製造業等の幅広い分野にも関連しているため、今後さらなる成長が期待できる。亀岡市に工場を有し、食品トレイ等を製造している株式会社エフピコは、トレイ容器のファッション化に対応し、国内で初めて色・柄を付加したカラー容器を製造販売、さらにデザインと機能を進化させ、食品売り場のみならず食卓も彩る“器”として利用を進めている。また、南丹市に工場を立地している十川産業株式会社も、樹脂ホース等の食品機械産業用製品の増加により売上を伸ばしている。

さらに、京丹波町に工場を有する近畿シヨー株式会社では、プラスチック容器、搬

送トレイなどの産業資材から、日用品、医療関連資材まで、様々なプラスチック製品を開発・製造・販売しているだけでなく、電子部品や半導体製品など超精密工業が発展していく中、電子部品の搬送トレイや微細な部品生産にも関連して売上を伸ばしており、今後も成長が期待されているところであり、集積が進んでいる。

また、電子部品・デバイス・電子回路製造業は当地域における製造業の付加価値額の3.3%（令和3年経済センサス-活動調査の「製造業」に関する結果（京都府分）について（詳細版）地域別 産業中分類別・従業者規模別結果表（従業者4人以上））であるが、付加価値額はコロナ禍前の平成28年の349,467万円を上回る350,829万円となっており、地域経済を牽引している。これらの産業が、前述の食料品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、はん用機械器具製造業等と密接に関連しながら成長ものづくり分野の成長を支えている。

スポーツ及び健康・医療産業用品製造業では、亀岡市に工場を有する小城製薬株式会社にて医薬品配合原料や健康食品配合原料が製造されている。さらに、南丹市に工場を有する株式会社ツー・ナイン・ジャパンでは、錠剤を製造するための打錠成型用金型製品の増加により売り上げを伸ばしており、今後も成長が期待されているところである。また、明治国際医療大学等、健康づくりに知見のある大学や地域コーディネーター等との連携によるウェルネスプログラムの開発及び同プログラムの企業内活用促進により企業の健康経営支援が行われている。

このようなことから、食料品製造業をはじめとする成長ものづくり分野は、本地域の産業及び地域経済を牽引する分野と言える。

また、工業用地の面では、ものづくり産業拠点として南丹市で京都新光悦村の工業団地の分譲が進み、既に、京菓子製造の株式会社井筒八ッ橋本舗、半導体製造装置や発電用関連部品製造の春日製作所株式会社、自動包装機製造や医療器具製造のマルホ発條工業株式会社、超精密研磨の株式会社クリスタル光学などといった成長ものづくり分野に関わる企業が操業している。また、亀岡市では、京都縦貫自動車道大井 IC に隣接する大井地区に50社以上の企業が集積する新しい工業団地が誕生し、企業立地が進められている。加えて、京都縦貫自動車道篠 IC に隣接する篠地区でも工業団地が造成され、成長ものづくり分野に関わる企業立地が進んでいる。

このような状況の中、京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例に基づく補助金の交付や不動産取得税の軽減等の優遇制度の活用により、成長ものづくり分野での地域経済牽引事業を促進することを図る。これに伴い、促進区域の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ、分野を越えた波及効果を生み出し、継続的な地域内経済の好循環を作り出していく。



南丹市ものづくり団地 京都新光悦村

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 当地域内の各府市町の企業誘致に係る優遇制度

- ・ 亀岡市、南丹市及び京丹波町の地域に府市町の誘致を受けて立地する製造業等に対する最高 11 億円の立地補助制度（※大規模投資の特例あり）、低利融資制度及び不動産取得税の軽減制度を活用し、地域経済活性化を図る。（実施主体：京都府）
- ・ 亀岡市の亀岡市企業立地促進条例、南丹市の南丹市工場等誘致条例及び南丹市京都新光悦村企業立地促進条例、京丹波町の京丹波町企業立地促進条例に基づいてそれぞれ立地企業に対する助成制度を活用し、地域活性化を図る。（実施主体：各市町）

② 企業立地の手続きの迅速な処理を図るための体制

（亀岡市）

企業誘致初期段階から、立地企業に対して市担当者による立地企業に対する助成制度の案内を行うとともに、行政関係者や商工会議所等との接点を設ける機会の提供を図る。

（南丹市）

京都府の取組に連動させ、市の商工観光課担当職員が一元化窓口として誘致活動から立地決定、操業まで迅速に対応できる体制を確保するとともに、工場等立地に係る諸手続きを事前に説明の上、関係部署及び機関を招集し、迅速な課題解決に向けた調整の機会を確保する。

（京丹波町）

京丹波町では、「豊かな食」を生み出す基盤とともに多くの食品関連企業が存在しており令和 5 年 3 月には京丹波町フードバレー構想を策定するなど、町のまちづくり方針に沿った食に関連する企業の集積を目指している。町有地や民間の工業団地、あるいは民間所有の遊休土地・施設などを有効活用した企業誘致が求められて

おり、企業誘致初期段階から、立地企業に対して町担当者による立地企業に対する助成制度の案内を行うとともに、行政関係者や商工会等との接点を設ける機会の提供に努める。

(京都府)

京都府では、企業立地手続の簡素化、迅速化を図るための窓口一元化の取組(シングルウィンドウプロジェクト)を実施し、企業立地におけるワンストップサービス体制の充実に努める。

<シングルウィンドウプロジェクト>

- ・企業誘致初期段階で担当職員を決定し、誘致活動から立地決定、操業まで、担当職員が迅速に対応する体制を確保する。
- ・府、各市町村及び関係機関が連携し、企業に対して工場等立地に係る諸手続を事前に説明し、内容の周知を図るとともに手続の遺漏がないように担当者がサポートする。
- ・立地が決定した段階で、関係機関を招集した合同説明会を開催し、立地企業と関係機関との情報交換を行い、操業までの期間短縮を目指す。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

自治体保有情報の公開【府、市町】

地域企業の技術力向上、新産業創出、立地促進のために、京都府及び当地域の市町が保有する情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

京都府商工労働観光部、京都府南丹広域振興局商工労働観光係及び当地域の市町内の企業立地担当部局に、事業者の抱える課題解決のためのワンストップ相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、必要に応じ、関係部署、関係機関と連携・調整した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①京都府市町村企業誘致推進連絡会議【府、市町】

府と促進区域の連絡会議加入市町(亀岡市、南丹市及び京丹波町)とで企業誘致に係る情報共有やパンフレット等の共同制作や首都圏等での企業誘致に係る説明会等を行う。

②産学公連携の推進【府、市町】

京都府や主要経済団体等のオール京都体制により設立された「(一社)京都知恵産業創造の森」等の連携組織を活用して、大学等が有する技術や研究機能を活用し、促進区域内企業の新技術開発や経営革新を促進する。

また、オープンイノベーションセンター・亀岡を活用し、産学公連携による新産業創出支援・産業集積の進展に向けた取組を支援する。

③企業力育成【府】

京都府では、「中小企業応援隊」を設立し、経営改善等の取組や設備投資等への支援をするとともに、専門知識を持つコーディネーターによるサポートや新たな事業分野に挑戦するための設備投資補助等により、中小企業のイノベーションを支援する。また、京都の老舗企業の経営哲学や知恵の経営等を生かし、

各業界団体や専門家等と連携したオール京都体制で、事業承継の全段階で伴走支援する仕組みづくりを行う。

企業の持続的成長のために必要な、経営革新の取組がますます重要となっているが、1社だけの取組みには限界があり、地域の企業や大学、支援機関相互の連携・協力は極めて有効な手法である。そのため、「京都丹波経営革新企業クラブ」を設置し、南丹管内の企業間や大学、支援機関で情報交換・交流、経営革新のためのプラットフォームを構築する。

④企業マッチング【府、市町】

促進区域をはじめとする京都府全域から企業等が参加する「京都ビジネス交流フェア」を通じて、新たなビジネスマッチングの機会を確保する。

また、「京都南丹企業情報交換会」等を通じて、企業連携を強化する。

(亀岡市)

亀岡市で、市内に立地する企業、商工会議所及び行政が意見交換・交流を図る場を提供する。また、企業間のビジネスマッチングを促進し、企業間取引を活性化するとともに、企業の意見を行政施策に反映する機会を確保する。

(南丹市)

南丹市地域産業連携推進ネットワーク会を組織し、京都府等の行政と各支援機関等とが連携し企業訪問を行い、情報の共有により迅速な課題解決支援を行うとともに、毎年開催している会議においての企業からの要望等に迅速に対応し、受発注あっせんや協業企業の紹介を行う体制を構築する。

(京丹波町)

平成27年11月に、町内企業を中心に行政、産業支援機関、金融機関、学校関係など様々な機関が連携し、地域経済の活性化及び雇用創出、人材育成等を図る仕組みとして「京丹波町産業ネットワーク組織」を設立した。町内企業の企業連携や農工商連携のマッチング支援等による新事業創出や、展示会・商談会等への共同出展を通じた販路開拓支援等を行っているほか、ネットワーク加入企業間での工場見学会や、京都府立須知高等学校と連携した高校生インターンシップやキャリアアップ講座の実施等、産学公連携による人材育成の取組を行っており、企業と連携を図りながらその意見を行政施策に反映する機会を確保する。

⑤技術開発の支援【府】

各社の強みを結集したイノベーション創出を促進するため、中小・中堅企業を核とした共同研究に対する技術支援や外部との連携サポート等を行う。

また、区域内企業や大学等の相互交流により研究開発を促進する。

⑥展示会等の出展支援【市町】

市町内の中小企業を対象に展示会等に出展する経費の一部を助成する制度を活用し、地域活性化を図る。

⑦スタートアップ支援（事業者の成長促進等）【府】

京都府をはじめ京都の経済団体、大学、金融機関、行政機関等が参画する「京都スタートアップ・エコシステム推進協議会」等による起業セミナーや資金調達・協業のためのピッチ会の開催等の支援を通じ、スタートアップ企業の創出・育成を促進する。

⑧地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援【府】

高い付加価値を創出する重要産業を支援すべく、今後、地域経済分析システム（RESAS）等も活用しつつ地域における重要産業を特定し、当該産業の振興に関する産業戦略の策定と当該産業への重点的支援に取り組む。

⑨人材確保に向けた支援【府】

- ・企業に対するアウトリーチ支援・求人開拓
離職者や学生等を対象とした求人開拓や、企業のニーズ把握のための企業へのアウトリーチ支援を実施する。
- ・求職者と企業のマッチング促進
大規模合同企業説明会「京都ジョブ博」をはじめ、各種企業説明会の開催や、WEB マッチングシステム「ジョブこねっと」の活用促進により、求職者と企業のマッチングを促進する。
- ・企業の採用力の向上・働きやすい職場づくり支援
企業の採用力を高める「京都ジョブパーク人材確保塾」を開催し、各種セミナー等を通じた定着支援により、企業の採用力向上と誰もが働きやすい職場づくりを推進する。
- ・府立高等技術専門校での支援
府立高等技術専門校において、産業構造の転換や社会環境の変化に即した職業訓練を通じて、企業の人材確保を支援する。
- ・企業勉強会の実施
当地域内の府立高校と連携した地元企業の魅力を伝える企業勉強会の実施等により、企業の担い手となる人材を育成・確保する取組を推進する。
- ・就労マッチング機会の創出
南丹高校テクニカル工学系列とパートナー企業との連携による、就労マッチング機会の創出を支援する。
- ・子育てにやさしい職場づくりを進める企業の気運の醸成
Ⅰ. 約300人で構成する子育て企業サポートチームを結成し、府内企業への訪問を通じて、国や府の子育て支援制度を周知
Ⅱ. 子育てにやさしい職場環境づくりに向けた具体的行動を企業経営者が従業員に対して宣言し、実行する子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言の取組を実施（令和5年8月末時点：2,197社）
- ・子育てにやさしい職場づくりを実施する企業等への支援（多様な働き方推進事業費補助金）
子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言の実現に向け、職場の環境改善に必要な経費に対し助成する。
- ・子育て環境の向上に取り組む企業の紹介
子育て環境の向上に取り組む企業の紹介により、多様な働き方の実現と人を確保・定着する取組を推進
- ・子育てにやさしい職場づくり実践企業の情報発信
Ⅰ. 実践企業と求職者をつなぐイベントの開催

i. 新感覚ジョブ博

ii. 理系女子大学生と京都企業との交流会（くるみん認定を持つ京都を代表する企業5社を京都労働局と連携して理系女子大学生にアピール）

II. WEB サイトを活用した子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言の実践企業の情報発信

・「京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク」の設置（令和2年4月1日）
高度外国人材等の多様な外国人材が安心して活動し暮らせるよう、人材確保から多文化共生まで、オール京都でサポートする体制を構築

⑩産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）【府】

府内関係課や市町村と連携し、事業者ニーズの把握や、用地情報の共有を行うとともに、用地情報を総合的に掲載したウェブサイト「用地バンク」により情報発信を行う。また、今後の用地開発に向けた手続の円滑化を図るなど、用地確保に向けた体制の強化を行う。

⑪賃上げ促進支援【府】

例年12月末に、府内経済団体に対し、京都労働局長、京都府知事、京都市長の連名による、賃上げ要請を実施する。

⑫GXの促進支援【府】

・地球温暖化対策総合戦略事業

2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、太陽光を中心とする再生可能エネルギー導入や利用の加速化、サプライチェーンでの脱炭素化等省エネ対策の促進等により地球温暖化対策に係る施策を総合的に実施する。

⑬DXの促進支援【府】

・連携組織を活用した支援

京都府や主要経済団体等のオール京都体制により設立された「（一社）京都知恵産業創造の森」等の連携組織を活用して、企業のDX化に係る相談体制の整備や、生産性向上に向けた支援を通じ、企業のDX化を促進する。

・京都デジタル人材創造WEBプラットフォーム

WEB上でデジタル技術に関する学習ができるとともに、求職者や在職者、企業の相談に対応する「京都デジタル人材創造WEBプラットフォーム」を設置

・運営し、デジタルを活用できる人材の育成や企業のデジタル化の取組を支援する。

・府立高等技術専門校での支援

府立高等技術専門校においても、情報セキュリティ教育、デジタルリテラシーの底上げ等、デジタル社会で必要とされる知識についても修得できるよう訓練を行う。

⑭事業承継支援【府】

・中小企業事業継続・承継支援強化事業

府内中小企業の円滑な事業継続・事業承継を支援するため、後継者候補となる中核人材の確保等による第三者承継の支援、事業承継型M&Aに係る経費負

担のための資金支援など、多様な事業承継パターンに対応した総合的な支援を実施する。また、コロナ禍の影響等による企業の廃業や業況悪化企業の増加に対応するため、業界団体等とも連携して事業承継支援を拡大する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度～ 令和9年度	令和10年度
【制度の整備】			
①促進区域内の府内市町の企業誘致に係る制度の活用	運用	運用 必要に応じた 改正・制度創設	運用
②企業立地の手続きの迅速な処理を図るための体制	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備】（公共データの民間公開等）			
自治体保有情報の公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの事業環境整備の提案への対応	運用	運用	運用
【その他】			
①京都市町村企業誘致推進連絡会議	運用	運用	運用
②産学公連携の推進	運用	運用	運用
③企業力育成	運用	運用	運用
④企業マッチング	運用	運用	運用
⑤技術開発の支援	運用	運用	運用
⑥展示会等の出展支援	運用	運用	運用
⑦スタートアップ支援	運用	運用	運用
⑧地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援	運用	運用	運用
⑨人材確保に向けた支援	運用	運用	運用
⑩産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）	運用	運用	運用
⑪賃上げ促進支援	運用	運用	運用
⑫GXの促進支援	運用	運用	運用
⑬DXの促進支援	運用	運用	運用
⑭事業承継支援	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、京都府が設置する試験研究機関である京都中小企業技術センターや産業支援機関である公益財団法人京都産業 21、各市町村商工会議所・商工会等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮し、また各支援機関が緊密に連携することにより、更なる支援効果を発揮していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 京都府中小企業技術センター

技術相談・依頼試験・機器貸付をはじめとした技術支援、研究会・セミナーによる人材の育成、企業のニーズに応えた研究開発や産学公連携の推進、企業に役立つ技術情報の発信等を行い、企業活動を支援する。

② 公益財団法人京都産業 21

産学公の連携による中小企業の経営革新、新事業展開、新産業育成、創業、企業の IT 化推進等の支援機能を強化し、顧客の立場に立ったワンストップ体制をつくることにより、総合的支援機関として、京都企業の事業活動の発展と京都産業の振興に貢献している。中小企業の人づくりを目指した研修・セミナー等の開催や、企業のニーズに適した幅広い人材・人脈の紹介を行う企業人材マッチング、企業の課題に応じた支援施策の活用や専門的見地からの技術・経営支援を行う。

③ 亀岡商工会議所、南丹市商工会、京丹波町商工会

各市町の商工業者の経営の改善に関する相談とその指導、地域経済社会の振興・発展や、社会福祉の増進に向けた役割を果たしている。地元企業に対する企業力育成、技術・経営相談等を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

この地域には、京都府の中央部、京都市、綾部市、南丹市、京丹波町にまたがる丹波高原の広大な区域に京都丹波高原国定公園がある。由良川の源流である芦生の森は、原始的な自然を有し、希少な動植物の生息地でもあり、また、かやぶき屋根の特徴的な民家が多数残されている集落等、自然と寄り添う暮らしと、伝統文化を長く世代を継いできた歴史を感じることができる地域である。京都の市街地に近接する当地域は、日本海と京の都を結ぶ多くの街道が通る地域であり、自然と文化が融合した国定公園である。

その他にも、京都府立るり溪自然公園や府立保津峡自然公園があり豊かな自然環境に恵まれている。

また、当地域には、国指定の天然記念物であるアユモドキやオオサンショウウオをはじめとし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する国内希少野生動植物種であるイヌワシ、セトウチサンショウウオや京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に規定する府指定希少野生生物であるオオタカ、ナゴヤダルマガエ等の希少種が生息する地域が含まれている。

そのため、新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響

を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に希少種が生息する等の環境保全上重要な地域内での地域経済牽引事業の活動に際し、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合には、府及び市町の自然環境等関係部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図れるよう十分配慮して行う。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

京都府においては、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築のため、「京都府環境を守り育てる条例」や「京都府地球温暖化対策条例」及び「新京都府環境基本計画」等に基づき、環境保全や温室効果ガスの排出削減に向けた取組を、市町村、府民、事業者等の参加・協同のもとに進めていく。

(2) 安全な住民生活の保全

京都府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。この条例の趣旨を踏まえ、事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、地域の状況に応じて、府、市、町、事業者等がそれぞれの役割において、次の取組等についても、各警察署等と連携しながら努めるものとする。

・防犯設備の整備

当地域における地域住民及び来訪者の犯罪被害を未然に防止するため、防犯カメラの設置や街灯のLED化等を行う。

・防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」（京都府策定）等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保する等の防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

・従業員等に対する防犯指導

従業員等に対して、法令の遵守や犯罪被害の未然防止について指導すると共に、警察から提供される防犯情報を活用して、従業員等に対する注意喚起に努める。また、来日外国人等の従業員等がある場合には、当該外国人に対し、日本の法制度や事件事故遭遇時の通報要領について指導する。

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加、必要な物品・場所等を提供する等の協力を行う。

・不法就労の防止

来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認する等必要な措置をとる。

・地域住民との協働

地域経済牽引事業を実施するに当たっては、防犯及び事故並びに地域の安全と平穩の確保の観点から、地域住民の意見を聴取するよう努め、地域住民と連携した活動を展開する。

- ・交通安全対策

当地域内の交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全で円滑な道路交通環境を整備する。

また、日頃から従業員等の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

- ・防犯に配慮した住宅の整備

従業員等用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。

- ・職域防犯対策の推進

警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら、防犯 CSR 等自主的な防犯活動を進める。

- ・警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のため、警察活動に協力する。

- ・警察活動への支援

地域経済牽引事業の実施に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のために、新たに必要となる警察活動や警察施設に対する行政支援をする。

(3) その他

PDCA 体制の整備等

京都府南丹広域振興局では、平成 28 年から当地域の亀岡市、南丹市、京丹波町、亀岡商工会議所、南丹市商工会、京丹波町商工会及び南丹広域振興局で、京都丹波中小企業支援 A チーム会議（地域連絡会議）を年間 2 回程度開催しており、本会議において基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証と事業の見直しの検討を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域内においては、別表のとおり農用地区域及び市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合には土地利用調整計画を策定する。

(地区内における公共施設整備の状況)

重点促進区域内においては現況が農地であるため、上水道及び公共下水道、電気及びガス等のインフラについては未整備であるが、地域経済牽引事業に合わせて、関係機関と調整のうえ計画的に整備を進めるものとする。

なお、隣接する都市計画公園（「亀岡運動公園」）のほか周辺に学校、保育園、地域公民館等の公共施設が整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

(地域内の遊休地等の状況)

本区域が属する亀岡市内には工業系用途地域（工業地域、準工業地域）は8地区存在するが、いずれの地区も既に土地利用が図られており、一団の用地確保が困難な状況となっていることから産業用地として活用できるまとまった遊休地等は存在していない。

(他計画との調和等)

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された土地については、以下のとおり他計画において示されている方針（4の（1）に記載した内容を再掲）と、調和が図られたものである。

①京都市総合計画「南丹地域振興計画」（令和4年12月策定）

- ・本計画に当区域を対象を絞った記載はないが、南丹地域全体の広域連携プロジェクトとして、京都縦貫自動車道などの広域交通ネットワークの整備を踏まえるとともに、産業や大学などの集積、自然や食などの豊富な地域資源を活かし「スポーツ&ウェルネス、フードテック産業などクロス産業集積エリアの創出」を位置づけている。

②第5次亀岡市総合計画（令和3年4月策定）

- ・「土地利用の基本方針」において、『京都縦貫自動車道周辺においては、市街化調整区域における地区計画制度などを活用し、新たな産業や流通機能の立地誘導を目指す』としている。
- ・「都市構造の基本方針」において、『京都縦貫自動車道の大井 IC 及び篠 IC 周辺に形成された企業団地において企業活動の展開を支援する環境整備を進めるとともに、その他 IC（亀岡 IC）の周辺においても、都市計画法に基づく「市街化調整区域における地区計画制度」などを活用してそれぞれの地域特性を活かした産業拠点の形成を目指す』としている。

③亀岡市都市計画マスタープラン（令和4年3月改定）

- ・「全体構想」及び「地域別構想」において、『京都縦貫自動車道亀岡 IC 周辺では、交通利便性の高い立地条件を活かし、市街化調整区域における地区計画制度などを活用し、良好な生産環境を有する産業拠点としての適切な土地利用を検討する』としている。

④亀岡農業振興地域整備計画（令和元年9月改定）

- ・本区域を含む亀岡市中部地区全体については、『現在においても、一部地域については土地基盤整備が実施されており、今後も順次土地基盤整備を進めるとともに集落営農組織等の育成を行うことにより、地域特性を活かした多様な農作物の生産振興を図る地区』として記載されている。（ただし、本区域については、土地基盤整備は実施されておらず、今後においても計画されていない。）
- ・農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、都市近郊の立地特性に加えて、京都縦貫自動車道など主要な広域交通ネットワークの整備促進を踏まえて、『区画整理等による企業立地環境の整備と積極的な企業誘致を進め、市内

における就業機会を確保することにより、兼業農家の雇用の安定を図る』としている。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域の設定においては、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、以下の方針により調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域は農用地区域を含んでいるため、土地利用調整区域においては農用地区域外での開発を優先し、農用地区域以外に適地が無い場合にのみ、農用地区域内での開発を行うこととする。

土地利用を行う際の基本的な事項として、施設用地については、事業者の具体的な立地ニーズや事業実施の確実性を踏まえて調整を行うこととする。やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、「亀岡農業振興地域整備計画」に支障が生じないように十分な土地利用調整を行うものとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

重点促進区域内において、土地利用調整区域を設定する場合には、

- ・ 集团的農地の中央部に他の用途の土地が介在することにより、高性能農業機械による営農に支障をきたす事態
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる事態
- ・ 農業経営基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じる事態

等、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないように調整を行うものとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において、地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合には、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。将来的な開発を見越して必要以上の面積規模を確保することは避けることとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

重点促進区域において、土地改良事業等の実施が予定されている地域は土地利用調整計画に含めないこととする。また、土地改良事業等が実施された地域においては当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経

過しない間は土地利用調整区域に含めないこととする。

なお、重点促進区域においては、農地基盤事業等面的整備は実施されておらず、実施の予定もない。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

重点促進区域においては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先する。

なお、重点促進区域においては、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施の予定もない。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本制度を活用した市街化調整区域における農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に係るもの以外の土地利用調整は行わないこととし、本区域においては、周辺の市街化を促進するおそれがないことを前提に、地区計画を決定・適用し、適正な立地誘導を図ることとする。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

また、『南丹地域基本計画』に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 13 条第 4 項の規定による承認（同法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについては、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。